

ご利用約款

2020年3月15日

Hope&Wish バケーションハウス 青と碧と白と沖縄

Hope&Wish バケーションハウス 青と碧と白と沖縄をご利用になる場合は、以下のご利用約款に同意していただきます。

なお、Web サイトやお電話等でご予約申し込みをされた時点で、本約款に同意されたものとみなします。

(適用範囲)

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 連絡先及び住所
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に宿泊日程を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約成立後に、当施設が指定した期日までに料金のお支払いいただきます。お支払いを確認できない場合は、ご利用の申し込みはキャンセルされたものとみなします。この時既にキャンセル料発生日を過ぎている場合は規定のキャンセル料を請求させていただきます。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからトに該当すると認められるとき。
 - イ) 利用申し込みが、この約款によらないとき。
 - ロ) 利用者が、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがある又は同行為をしたと認められるとき。
 - ハ) 利用者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - ニ) 利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ホ) 天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができないとき。
 - ヘ) 当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - ト) 利用者が暴力団やその他反社会的勢力の関係者であるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

下記の期間内におけるご予約キャンセルについては、キャンセル料が発生します。

【キャンセル料金】

ご利用開始日の10日前から ご利用料金の30%

ご利用開始日の前日 ご利用料金の50%

ご利用開始日当日／連絡なしの宿泊 ご利用料金の100%

※日程変更についても、上記のキャンセル料を適用いたします。

※ご予約時に既にキャンセル料発生日を過ぎている場合には、ご予約受付後よりキャンセル料が発生致します。

(当施設の契約解除権)

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客や従業員などに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日当施設の受付において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後16時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1(又は室料相当額30%)
 - (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1(又は室料相当額50%)
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の全額(又は室料相当額100%)
3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします)

(当施設の使用に際して)

第9条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて次に掲げる規定を遵守していただきます。

2. 当施設館内は全面禁煙となっております。喫煙による臭いや焼け焦げ等が認められた場合、ハウスクリーニング代や寝具、備品の買換え費用をご請求する場合があります。
3. 当施設を転貸(又貸し)することを禁止いたします
4. 未成年者のみでのご利用は原則、お断りしております。
5. 下記物品の持ち込みを禁止いたします。
 - (イ) 火薬、揮発油、その他発火、引火性のもの
 - (ロ) 悪臭または高音を発するもの
 - (ハ) 犬、猫、鳥、爬虫類その他の動物ペット類全般
 - (ニ) その他法令や館長が不適切と認めた物
6. 建物内や敷地内で許可無く営業上の目的で撮影を行うことを禁止いたします。
7. 敷地内で当施設が許可した以外の火を使用することを禁止いたします。
8. 大音量で音楽を流したり、大音量での楽器演奏、大声での会話等近隣に迷惑を及ぼす恐れのある行為を禁止いたします

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて当施設内に掲示した利用規則に従っていただき

ます。

(営業時間)

第 10 条 当施設の主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 11 条 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めたクレジットカード等の方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

2. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第 12 条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。
3. 緊急時や点検等、当社が室内への立ち入りが必要と判断した場合には、当施設または委託先のスタッフが入室することがあります。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 13 条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 14 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテル施設は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告の

なかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 15 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、処分いたします。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 16 条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 17 条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

2. 天災、又は宿泊客の不注意で引き起こしたすべての事故、本約款に従わないために起こった事故（死亡含め）に関し、一切の責任を負いません。
3. 上項に加え、当施設で宿泊客自身による体調不良、悪化に伴う諸般事（死亡含め）が起きた場合、一切の責任を負いません。
4. 当施設でのインターネット接続に関し発生したトラブル（接続不良を含む）につきまして、一切の責任を負いません。
5. 無断でご予約人数を超過してのご利用が発覚した場合は違約金（利用料金総額の2倍以上）をお支払いいただきます。時間の長短は考慮しません。